

議案第 9 号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 0 号の規定によりこの案を提出する。

議案第9号 資料

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもの

2 改正の内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件の明確化

「学校の教諭となる資格を有する者」に該当する放課後児童支援員の資格要件について、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするため、「有効な教員免許状を有する者」を該当者とする規定に改める。

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

- ・大学の指定学科又は課程を修めて卒業した者の資格要件について、専門職大学の制度が創設されたため、「専門職大学の前期課程を修了した者」も該当者とする規定を追加する。
- ・放課後児童支援員の該当者に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加する。

3 施行日

平成31年4月1日

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案	
(職員) 第 1 1 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて<u>卒業した者</u> (6)～(9) 略 4・5 略	(職員) 第 1 1 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者</u> (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて<u>卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (6)～(9) 略 <u>(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 略	